

料金メニュー表（低圧） 《九州電力株式会社管内》

実施日 2019年6月1日



「料金メニュー表（低圧）《九州電力株式会社管内》」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（低圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第1条 定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

- (1) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (2) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (3) 一般送配電事業者
本料金メニュー表では九州電力株式会社をいいます。

第2条 対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域となります。ただし、離島は除きます。

第3条 料金メニュー

本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりとします。

需要区分		料金メニュー
低圧	電灯および小型機器	低圧電灯プラン1型（九州電力株式会社管内）
		低圧電灯プラン2型（九州電力株式会社管内）

第4条 低圧電灯プラン1型（九州電力株式会社管内）

- (1) 対象となるお客さまおよび需要場所の条件
電灯および小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
 - イ. 契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
 - ロ. 託送供給等約款の供給電圧が100ボルトもしくは200ボルトであること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (3) 契約電流
イ. 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
ロ. 一般送配電事業者が、契約電流に応じて、電流制限器等の装置を取り付けることがあります。
- (4) 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)ロ.（イ）によって算定される場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表2（燃料費調整）(1)ロ.（ロ）によって算定される場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ.によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ.（イ）によって算定される場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）ニ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ.（ロ）によって算定される場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）ニ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291.60 円
契約電流 15 アンペア	437.40 円
契約電流 20 アンペア	583.20 円
契約電流 30 アンペア	874.80 円
契約電力 40 アンペア	1,166.40 円
契約電力 50 アンペア	1,458.00 円
契約電力 60 アンペア	1,749.60 円

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量により算定いたします。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	17.14 円
120 キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	22.64 円
300 キロワット時を超える1キロワット時につき	24.63 円

ハ. 最低月額料金

イ.およびロ.によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	309.06 円
---------	----------

第5条 低圧電灯プラン2型（九州電力株式会社管内）

(1) 対象となるお客さまおよび需要場所の条件

電灯および小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ. 契約容量が6キロボルトアンペア以上であること。

ロ. 託送供給等約款の供給電圧が100ボルトもしくは200ボルトであること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ. 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下イ.またはロ.により計算された値を参考に、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまからお申し出いただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1 / 1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 × 1 / 1,000

ロ. 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が別表 2（燃料費調整）(1) 〇. (イ) によって算定される場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表 2（燃料費調整）(1) 〇. (ロ) によって算定される場合は、別表 2（燃料費調整）(1) 二. によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) 〇. (イ) によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）二. によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) 〇. (ロ) によって算定される場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）二. によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

1 キロボルトアンペアにつき	291.60 円
----------------	----------

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.14 円
120 キロワット時を超え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.64 円
300 キロワット時を超える 1 キロワット時につき	24.63 円

第 6 条 本料金メニュー表の変更および料金メニューの変更・廃止

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第 3 条（本約款等の変更）によるものとします。

第 7 条 その他

- (1) 本料金メニュー表別表 3 に定める離島平均燃料価格算定期間は、本約款第 2 条（定義）(22) に定める平均燃料価格算定期間と同一とします。
- (2) 本約款第 32 条 (4) で定める燃料費調整額は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額と読み替えて適用します。
- (3) 本約款第 4 条 (5) は以下のとおり修正します。

第 4 条 (5)：別段の定めがある場合を除き、基本料金、電力量料金の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 3 位で切り捨て、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額の単位は、1 円とし、その端数は、燃料費調整額及び離島ユニバーサル調整額を合計した額について、小数点以下第 3 位で切り捨て、再生エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で切り捨て、また、料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

別 表

別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ. お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ.にかかわらず、イ.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

別表 2 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0053$

$\beta = 0.1861$

$\gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が料金表に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

二. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロ.によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1 キロリットルにつき	27,400 円
-------------	----------

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0.134 円
-------------	---------

(4) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1) イ.の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロ.によって算定された燃料費調整単価と、別表 3 (1) イ.の各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1) ロ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合算した単価をお知らせいたします。

別表3（離島ユニバーサルサービス調整）

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。また、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が料金表に定める離島基準燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価} / 1,000$$

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間

	日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二. 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロ.によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

1キロリットルにつき	52,500円
------------	---------

(3) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.003円
------------	--------